

令和8年 豊川河川愛護モニター募集要項

国土交通省豊橋河川事務所

1. 活動内容

「河川愛護モニター」の主な活動内容は、次のとおりです。

- ①河川愛護に関するテーマ（※当方にて指定）に則って、河川を観察し、毎月1回、レポートの提出していただきます。
- ②次に掲げる場合などには通報、または、連絡をお願いします。
 - ・河川でゴミなどの不法投棄、流水や施設等の異常を発見した場合
 - ・河川環境の変化、利用の障害となるような状況を発見した場合
 - ・近隣住民等から、河川管理、利用等に関する要望があった場合
- ③年に1回程度、モニター会議（意見交換会）への参加をお願いします。
- ④地域等へ河川愛護の啓発活動（※無理のない程度）をお願いします。

なお、河川愛護モニターは、定期的な河川の巡視や、不法行為（ゴミ投棄等）を行う者に注意等を行うことに、責務及び権限を有するものではありません。

また、日常生活の範囲内での情報提供をお願いするものですので、保険の準備はございません。

2. 活動範囲

豊川（次の4区間より選択）

- | | |
|-----------|---------------------|
| 【豊橋区間】 | 豊川河口から吉田大橋まで |
| 【豊川・豊橋区間】 | 吉田大橋から賀茂橋まで |
| 【新城・豊川区間】 | 賀茂橋から新城橋まで |
| 【豊川放水路区間】 | 豊川放水路河口から豊川放水路分流堰まで |

3. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす方です。

- ・「2. 活動範囲」の近隣にお住まいで、河川に接する機会が多い方
- ・河川愛護に関心があり、「1. 活動内容」を実行できる、満20歳以上で心身健康な方

4. 委嘱方法と任期

中部地方整備局長より委嘱します。

任期は令和8年7月1日から令和9年6月30日まで。

ただし、期間満了以前に委嘱を終了する場合があります。

5. 募集人員

4名

6. 手当

月額4千円程度を予定（四半期毎の支給）

7. 選考方法及び結果通知

モニター活動への適性、年齢、他の区間の選考状況等を総合的に勘案した上で、選考させていただきます。選考結果は、電話又はメールにてお知らせいたします。

8. 応募方法

応募用紙を「10. 応募及び問合せ先」に請求するか、豊橋河川事務所ホームページからダウンロード※し、「10. 応募及び問合せ先」へ郵送またはFAXまたはメールにて提出して下さい。

※ホームページの「メニュー」より、【インフォメーション】→【河川利用の手続と募集等】→【河川愛護モニター募集】から出力していただけます。

9. 募集期間

令和8年4月27日（月）から令和8年5月20日（水）（必着）

10. 応募及び問合せ先

〒441-8149 豊橋市中野町字平西 1-6

国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 管理課 栗田（あわた）

電話 0532 (48) 2111 (代表)

FAX 0532 (48) 8100

E-mail : cbr-toyohashi-kanri@mlit.go.jp

URL : <https://www.cbr.mlit.go.jp/toyohashi/information/aigo/index.html>

以上